

京都市告示第464号

計量法第20条第1項及び第21条第1項の規定に基づき、特定計量器について、次のとおり、指定定期検査機関による定期検査を行います。

平成25年3月1日

京都市長 門川 大作

1 定期検査を行う区域

東山区

2 検査の対象となる特定計量器

ひょう量500キログラム以下の質量計

3 定期検査の実施場所

指定定期検査機関が指定する場所

4 定期検査の実施の期日

平成25年4月8日から同年5月31日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。

5 定期検査を行う指定定期検査機関の名称

一般社団法人 京都府計量協会

(計量検査所)